

## 平成 17 年動物愛護管理法の改正概要

### 1. 動物愛護管理基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定

- (1) 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、基本的な指針を定める。
- (2) 都道府県は当該指針に即して、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定める。

### 2. 動物取扱業の適正化

#### (1) 「登録制」の導入

- ① 従来の届出制を登録制に移行し、基準を満たさない業者について登録及び更新の拒否、登録の取消し及び業務停止の命令措置を創設。遵守事項を守らない場合に勧告、命令に従わない場合の罰則を創設。
- ② 登録動物取扱業者について、氏名、登録番号等を記した標識の掲示の義務付け。

#### (2) 「動物取扱責任者」の選任及び研修の義務付け

- ① 事業所ごとに「動物取扱責任者」の選任を義務付け。
- ② 「動物取扱責任者」に都道府県知事等が行う研修会受講を義務付け。

#### (3) 動物取扱業の範囲の見直し

動物取扱業として、あらたにインターネットによる販売等の施設を持たない業を追加。また、「動物触れ合い施設」が含まれることを明確化。

### 3. 個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化

- (1) 特定動物（危険な動物）による危害等防止の徹底を図るため、その飼養又は保管について全国一律の規制を導入。（従来は必要に応じた条例規制）
- (2) 政令で定める特定動物について、個体識別措置を義務付け。

### 4. 動物を科学上の利用に供する場合の配慮

動物を科学上の利用に供する場合に、3R（①代替法(Replacement)、②使用数削減(reduction)、③苦痛の軽減(refinement)）を推進し、動物の適切な利用に配慮することを明記。（従来は、できる限り苦痛を与えないことのみ規定）

### 5. その他

- (1) 学校等における動物愛護の普及啓発：動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するため、教育活動等が行われる場所の例示として、「学校、地域、家庭等」を明記。
- (2) 動物由来感染症の予防：動物の所有者等の責務規定として、「動物に起因する感染性の疾病の予防のために必要な注意を払うよう努めること」を追加。
- (3) 犬・猫の引取り業務の委託先：都道府県知事等が実施する犬又は猫の引取りについて、「動物の愛護を目的とする団体」が委託先になりうることを明記。
- (4) 罰則の強化（虐待：30万円→50万円）